

熱 観 産 第 1 4 0 号

平成21年11月13日

様

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市伊豆山字赤井谷 地内における森林法の規定による
伐採及び伐採後の造林届出書について

森林法第10条の8第1項の規定により平成21年7月20日付けで提出された、伐採及び伐採後の造林届出書について、記載事項に不備があり、届出書受理通知書の発出ができません。つきましては、下記の指示事項について、伐採及び伐採後の造林届出書の補正を行うか、新たな伐採及び伐採後の造林届出書を提出してください。

記

1. 指示事項

伐採及び伐採後の造林届出書に伐採の期間・伐採跡地の用途等、未記載部分を記載すること。

位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5000・A3 又は A4)を提出すること。

2. 補正又は提出の期限

平成21年11月30日

3. その他

補正又は提出の期限までに指示事項を履行していただけない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を返戻します。

補正・提出先

熱海市観光経済部産業振興課 (担当
〒413-8550 熱海市中央町1番1号
電話 0557-86-6214・5